

処置をするかとの質疑に、自動車は現在認めてないが、営業等で生計を維持していく場合、一時認める場合もあるが、処分して生活資金の一部に充てるよう指導している。

委員より、世間的にいいますと母子家庭になつたり羽村に行きなるとの話も聞くが、その点どうかとの質疑に對し、市民が困つていねばならないでも生活保護の対象となり、市民の方が御相談に見えたら実態調査等をして認定しているつもりです。

以上のような質疑に答があり、その後お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告いたします。

○議長(森田治男君)

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第七十四号について採決いたします。

本案に對する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よつて議案第七十四号は、各委員長

長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第七 議案第七十五号 昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君)

御指名がございしたので議案第七十五号 昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)につきまして委員会における審査概要を報告いたします。

り、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

担当課長の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、今、退職被保険者の対象者はどうかという点の質問に対し、予算編成時には八百五十人と推計していたが、八月一日、税が確定して九百三十二人という数字で補正したとの回答の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告となり御決定くださるよう、お願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十五号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第七十五号は、委員長

の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第八議案第七十六号 昭和六十年度福生市下水道事

業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 不利徳藏君登壇)

○建設委員長(不利徳藏君) 御指名がございましたので、議案第七十六号 昭和六十

年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)につきまして審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

今回の補正については歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千九百九十七万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ十七億八千五百二十五万二千円と定めようとするもので、歳入は前年度繰越金三千九百九十七万六千円の補正であり、歳出は一般管理費で職員人件費分五十三万三千円、維持管理費で羽村町八号幹線維持管理負担金三十一万六千円、また下水道整備費の管渠費で工事請負費一千八百七十九万三千円、西住宅地区周辺排水路工事負担金で八万三千円、その他予備費で二十七万四千円の補正であるとの説明があり、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案不審第七十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって議案不審第七十六号は、委員長

の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君)

日程第九議案不審第七十七号 昭和六十年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君)

御指名がございましたので、議案不審第七十七号について審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は水道管理費の浄水費、配水費、業務費と建設改良費中の水道改良費の補正であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ七千四百八十七万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億九千二百六十二万九千円と定めたものであるとの説明があった後、委員より、配水管管種かえ工事は年次計画では何年ぐらいの計画で考えられているのかとの質疑があり、理事者より、年に三千メートル程度だと十年ほどかかり、年に六千メートル程度やるならば五年ほどで消化できるということになる。ことは五千メートル程度の規模でのお願いをいたしていくことになるかと考えているとの答弁がありました。

お諮りいたしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申しあげて、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十七号について採決いたします。

本会に対しする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) これより十一時五十分まで休憩いたします。

十一時五十四分 休憩

午後一時

開議

○議長(森田若男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十 議案第七十九号 昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第七十九号 昭和六十年年度福生市一般会計補正予算第四号につきまして提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今補正予算は、土不費の公園整備費として仮称熊川東公園並びに仮称熊川北公園のそれぞれ新設工事に必要な経費の追加予算でございます。当初予算においておくれがれ事務費並びに用地買収費を計上しておりましたが、過日全員協議会において御説明申し上げたとおり今般防衛補助事業として工事費を含む事業経費が繰り上げ交付される見込みであったことから追加補正をお願いしようとするものでございます。

それでは予算書に基きましてその内容について御説明申し上げます。

一ページをお開きいただきます。まず総則でございますが、第一条におきまして既決予算額に歳入歳出おくれがれ五千百五十五万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百十八億九千九十九万二千円と定めようとするものでございます。第二条につきましては後ほど御説明申し上げますが、地方債の変更をいたしましたというものでございます。

二ページをお開きいただきます。歳入について御説明いたします。

まず国庫支出金の国庫補助金におきまして三千七百四十五万八千円の追加補正につきましては、仮称熊川東公園並びに仮称熊川北公園の新設工事に要する工事費及び設計委託料等を含む事務事業費に対する防衛補助金で対象事業費の三分の二相当額でございます。

次に市債でございますが、一千四百十万円の追加補正につきましては歳入事業費からたてまき申し上げました国庫補助金控除後の七五%相当額でございます。

以上、歳入追加補正額五千百五十五万八千円、歳入予算の総額百十八億九千九十九万二千円と相なる次第でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

土木費の都市計画費におきまして五千六百十八万八千円の追加補正でございます。
内訳といたしまして、まず仮称熊川東公園新設工事に要する経費として三千五百
八十三万九千円の追加補正で、職員旅費として九千円、設計委託料として百四万
七千三百二十三元、それと工事請負費三千三百二十万円のそれぞれ追加
でございます。概要として簡単に申し上げますと、場所は熊川四二番地、面積
が二千五百四十九平米で、緑路及び広場整備、植栽工事、ベンチ、擬木製のパー
ボラ、砂場、滑り台、鉄棒、シーソー等の遊具、それと照明灯、便所、水飲み場
等を計画しております。

また仮称熊川北公園新設工事に要する経費として二千三百四十九万九千円の追加
で、職員旅費九千円、設計委託料八十三万、管理委託料八十一万、それと工事
請負費一千八百七十九万の追加でございます。概要を申し上げますと、場所は熊川
七二番地、面積七百九十二五六平米で、緑路及び広場整備、植栽、その他遊具
施設等、東公園とはほぼ同様でございます。

なお、先ほど申し上げました、用地買収費については当初予算に計上済みで
ございます。

次の予算備費で四百六十三万円の減額補正につきましては歳入歳出財源調整に
よるものでございます。

以上、歳出追加補正額五千五百五十八万八千円で、歳出予算額百十八億九千
九百二十万と相なる次第でございます。

次に三ページをお開きいただきたいと思っております。第二表、地方債補正でござい
ますが、今補正予算の追加事業に伴う起債の変更で仮称熊川東公園新設事
業につきましては限度額の一億二千七百九十九万に九百万円を追加し一億二千六百九十九
万円、仮称熊川北公園新設事業につきましては限度額の四千五百六十九万円に五百十
万円を追加し五千七十九万にそれぞれ変更しようとするものでございます。限度額合計
三億四千三十万と相なる次第でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については当初予定している他の起債と
同様でございます。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案不
となり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君)

以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番(上野重勝君) 二点について御質問を申し上げます。

まず第一点、飯称熊川東公園については、この敷地が私の知るところでは国有農地だろうと思います。としますと農林省から正規の払い下げ手続を受けるのに三ヶ月以上かかると思います。やうしますと、この工事が果たして三月三十一日年度内に完了できるかどうかと疑念が点かざりますので、この点について御答弁をいただきたいと思います。

それから第二点、今回の二つの公園の用地はもとほ原ヶ谷戸公園を用地買収をするという予定であったものが、その用地買収ができなくなったので、たまたま地元からこゝういう要望があったので急遽振りかえてこの公園計画が、公園の事業費が計上されたものだろうと思います。

私は、昨年十二月の一般質問において公園緑地の先行取得について緑地計画あるいは先行取得計画というものをつくつておいて、その用地が終つた場合には次の用地、それが終つたならば次の用地というふうに計画的に買収をしていくべきであらうという提案をいたしてあります。その際にその計画を早急につくるといふ御答弁もい

ただいております。そこで、この用地と関連して、これが終わりますと前倒してもう来年度分がなくなると思ふんです。来年度以降どんな具体的な計画を待つてゐるかお聞かせをいたしたいと思ひます。

以上、二点でございます。

○総務部長(浅見裕康君) 第一点の関係につきまして御答弁申し上げます。

御心配をいただきました年度内完成の点につきましては、ただいま御指摘をうけたいましたこととあり事務手続が必要でございますが、担当省である農林省の関東農政局に知しまして、中といたしましては、これは国庫補助事業でもござりますので福生市の事情を十分御検査をしていただきますして一ヶ月程度の事務手続上の短縮をぜひお願いしたいといふやうなことで先般も実は市長にもお出かけをいただきましたので、その辺について強く陳情をしてきたところでござります。何とか一連の手続を十二月中に済ませていただきますして、それで可能であらうといふやうな感触を現在得ております。今後もちろん何度の重重ねてこの件につきましては督促をしていまして事務処理を急いでいただくといふやうな願いを申し上げたいといふふうに考へております。

なお、最悪の場合は補正予算によりまして従来も何回かお願いをしてゐるケースが

ございます。緑越明許の設定をお願いをいたしまして一月程度年度内完成が
すれ込むというような危惧が全くないわけではございません。しかしながら一応今後十分こ
れらについては最大限の努力を傾注いたしまして事務処理に当たってまいりたいと思ひます
ので、ひとつよろしくどうぞお願い申し上げます。

○建設部長(森田 進君) 自席からお許しをいたしまして二点目の公園計画につき
まして御答弁申し上げます。

市の公園あるいは緑地の整備につきましては建設省の方からすでに指導が来つ
ております。緑のマスタープランに沿ひまして、それを市が制定をいたしましてそれに沿ひまして一応
整備をしております。それが一応現況でございまして、そのマスタープランの中では非常に大きな
面積が示されているわけではございますが、その中で公園あるいは緑地の整備につきましては実
施計画に基づいて、あるいは基本計画に基づいた一応整備を進めていると、それが現況でござ
います。

具体的に二、三年の整備計画という御質問でございすけど、まず六十一年度に
ついては二カ所について一応予定としております。これは、さう全員協議会の中で御報告
を申し上げます。福生駅の西口の広場公園、それともう一つはすでに計画としております。

熊川の武蔵野橋公園が六十一年度として一応予定をしております。なお、用地あるいは
工事を含めまして大体公園につきましては二カ年の事業と、さういう形の一応整備を予定
としてございます。六十一年度につきましては福生公園あるいは本六公園、それから熊川

緑地を含めまして四カ所予定をしまして、面積としましては大体七千平米ほどの一応用地確
保を予定をしております。六十二年につきましては二カ所で、緑地を含めまして大体五千
七百平米程度の一応用地を確保してまいりたいと、そのように一応考えております。

いずれにしても、このマスタープランを満たすためには非常に長い年月を要するわけだ
ございす。できるだけ開発をされる、あるいは公園等については市街地の中で必要で
な地域に於ける一応手当て、さういったものを最優先にいたしましてできるだけプランに沿った
形の公園あるいは緑地の整備を進めてまいりたい、そのように考えております。以上でござ
います。

○九番(上野重勝君)

第一点の農地の取得、それから年度内完了についてはただいま総
務部長から説明をいたさしたけれども、予算の単年度の法則に従つてできるだけ
年度内に予算が執行できるように、従来のようにやつ、万やむを得ない場合には
繰越明許ということもやむを得ないかというように思ひます。できるだけひとつ

年度内に完了できるように御努力をいただきますと思います。

それから緑地の保全でございますが、この前の一般質問の中で熊川の武蔵野橋の下ですか、あの緑地については民有地、それから公共用地等があるという事で、それらについて買収計画を進めると。それから一部については、民有地については緑地指定をして緑地の保存としておくというような答弁も承っておりますが、それらについて、その後の進展状況があったらお聞かせをいただきます。

それから、今、公園のいろいろ計画を説明されましたが、六十一年度以降、今のところ私の聞いている範囲では防衛片に対する補助要望が出てはいないと思います。が、六十一年度における緑地取得、公園の防衛施設片に対する要望はどのようなになっているのかお聞かせをいただきます。

○建設部長(森田 進君) 今、一点の緑地の網をかぶせるかというようにございまして、今時点では緑地の網をかぶせると、そういうふうな形での一応計画は持っております。せん。

それからもう一点、六十一年度の計画につきましては先ほど申し上げましたように西口の広場公園あるいは武蔵野橋公園という形で具体的に予定をしております。

それから六十二年度についてはまだ地主との一応交渉等がまだ残っているわけでございます。一応予定としては中福生公園、これは御案内だと思います。清岩院のすぐ下の三角地、あれも予定しております。それから、飯塚の名称で大変失礼でございます。本六公園で、これは扶桑会館のすぐ側にございまして、空地、あれを何とか一応手当てをしていきたい、そんなふうに一応考えっております。それからあと熊川緑地については、位置としては熊川の五丁橋の東にございまして緑地、あれを今年度計画で一応買収整備をしていきたい、そんなふうに一応考えっております。以上でございます。(あと防衛片に対する補助要望と呼ぶ者あり)

○企画財政部長(内田和雄君) 六十一年度の防衛片に對します補助要望でございますが、ただいま建設部長から申し上げましたとおりで、武蔵野橋公園新設工事それから西口広場公園の二カ所を要望してございます。

○九番(上野重勝君) 防衛片要望につきましては私は今初めてお聞きをしましたんですが、ぜひともひとつ要望を出しておかないとなかなか補助対象にならないというところがございますので、今後は武蔵野緑地等につきましてもすでに要望事項として出していただく方がよいだろうと思います。とにかく計画的に物事を運んでいまして、その前の原々

谷戸緑地のようになつてしまふと、これはよくないといふことになるので、それらをもひとつ計画的に進めていた方がよいと思ひます。

それから、恐らく今実施計画をつくつてあるところだろうし、それからまた基本計画もここでやり直すといふことでございすけれども、どうかそれらの問題については基本計画あるいは実施計画等にふくまされて議会の方にも明らかにしておいていただきたいと思います。

以上で終わります。

○二十番(指田保雄君) 本補正予算に反対するものではございまして、非常に結構なことを思つております。

地域住民の長年の念願であった公園ができるわけで結構なことなんです。現在、飯称東公園の所は道路から比べて随分レベルが低いと思ひますね。この三千万円の工事費の中で工盛り費といふのはどのくらいあるのかわかりませんけれども、最低でも道路のレベル、それ以上十センチでも二十センチでも上へ上がったばかりでは使ひやすい公園になると思ひますけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○建設部長(森田 進君) 自席からお話しをいたします。

一応確かにお指田のようには東公園については道路幹線、四号線ですから、道路から

非常に低い位置にあります。あのままですとやはり水はけ等の問題がございす。

ので一応道路のレベルを合わせると、そういう形で一応整備をする予定でございす。以上でございす。

○二十番(指田保雄君) 最低でも道路のレベルが上がるという事で安心はしたわけですが、

かゝる一つは今までは畑だった所に公園ができるかと不特定多数の市民が来たり、または通過車両ですね、そういう運転手や休んだり、いろいろなことで付近住民に騒音等の問題で迷惑がかかる場合も出てくると思ひますね。そういう点を考へて付近住民にあつた公園が使ひやすい公園になるような、そういう配慮をひとつしていただきたいと思いますね。

ですから公園ができるという事は非常に喜ばしい反面、そういう精神的な苦痛を受ける場合もあると。そういうことからひとつ付近住民とよく話し合ひをして付近住民が納得いくような公園づくりをしていただきたいと思います。御要望申し上げておきます。

○二十四番(関 米吉君)

先ほど上野議員からの第一点の質問、これは、私は浅見部長がこの提案をして、おいてこの場において繰越明許云々と言ふのは僕は少し